

第 1 号議案

松山市立地適正化及び交通網形成検討協議会設置要綱（案）

（目的及び設置）

第 1 条 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）の規定に基づき，都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を推進するため，同法第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画（以下「適正化計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき，持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域における主体的な取組及び創意工夫を推進するため，同法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び変更に関する協議を行うため，松山市立地適正化及び交通網形成検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 適正化計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 形成計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (3) 適正化計画及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) その他都市計画及び交通に関して協議会が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 協議会は，25 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共交通事業者の代表者又はその指名する者
- (2) 道路管理者，公安委員会その他の関係行政機関の職員
- (3) 市民又は公共交通機関の利用者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員は，協議会に代理人を出席させることができる。

（任期）

第 4 条 委員の任期は，2 年とする。ただし，再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長1人を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長は、物品購入及び協議会運営に必要な委託並びに工事請負の契約締結を行う。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(会議の特例)

第7条 会長は、次に掲げる場合は、委員に対して書面により賛否を求め、その回答をもって協議会の議決に代えることができる。

(1) 緊急やむを得ない事情がある場合。

(2) その他会長が必要と認める場合。

(部会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な検討を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき部会員は、委員及び関係機関の者から会長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、会長の指名する部会員をもって充てる。

4 会長は、部会長を協議会に招集し、発言を求めることができる。

5 部会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

6 第5条第3項及び第5項並びに第6条及び第7条の規定は，部会について準用する。

（事務局）

第9条 協議会の事務を処理するため，協議会に事務局を置く。

2 事務局は，松山市都市整備部都市・交通計画課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は，会長が別に定める。

（監査）

第10条 協議会に監査委員2人を置く。

2 協議会の監査委員は，会長が協議会の同意を得て，委員のうちから指名する。

3 前項の規定により指名を受けた監査委員は，監査の結果を会長に報告しなければならない。

4 監査に関し必要な事項は，会長が別に定める。

（財務）

第11条 協議会の予算の編成，現金の出納その他財務に関し必要な事項は，会長が別に定める。

（契約）

第12条 契約に関し必要な事項は，会長が別に定める。

（解散）

第13条 協議会は，目的を達成した後に解散することができる。

2 前項の規定により解散したときは，協議会の収支は解散の日をもって打ち切り，会長であった者がこれを決算する。

（残余財産の処分）

第14条 前条第1項の規定により協議会が解散した際に有する残余財産は，松山市が引き継ぐものとする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか，協議会の運営について必要な事項は，会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は，平成 年 月 日から施行する。